

●●●●●●● 税務署からの連絡事項 ●●●●●●●

総務課

1 令和元年度 中学生・高校生の作文受賞作品（別添 1）

2 令和元年度租税教室の開催状況（別添 2）

3 e-Tax の利用勧奨

(1) 法定調書等のe-Tax 利用について

給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出期限は令和2年1月 31 日（金）となっております。

関与先に対しましてはe-Tax 利用の働きかけをよろしくお願い致します。

(2) 贈与税のe-Tax 利用について

贈与税についてもe-Tax の利用が可能となっておりますので、積極的な利用をお願いします。

4 令和 2 年における e-Tax 及び e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

・ e-Tax の受付時間(利用可能時間)

(確定申告期間) 令和 2 年 1 月 6 日 (月) ～ 3 月 31 日 (火)	・ 全日 (土日祝日を含む) 24 時間 ※ 1 1 月 6 日 (月) は 8 時 30 分から受付開始。 ※ 2 毎週月曜日 0 時から 8 時 30 分及び 3 月 22 日 (日) 終日のメンテナンス時間を除く ※ 3 3 月 21 日 (土) は終日マイナポータルとの連携は不可。
(参考) 通常期	・ 月曜日から金曜日 24 時間 ※ 休祝日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く。 ・ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8 時 30 分～24 時

・ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

(確定申告期間) 令和 2 年 1 月 14 日 (火) ～ 3 月 16 日 (月)	・ 月曜日から金曜日 ※ 2 月 11 日 (火・祝日) を除く。 ・ 2 月 24 日の祝日 ・ 3 月 1 日・8 日・15 日の日曜日	9 時～20 時
(参考) 通常期	・ 月曜日から金曜日 ※ 祝日等及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く。	9 時～17 時

管理運営部門

1 令和元年分確定申告に係る申告書等の送付関係

(1) 申告書等の送付状況

元年分送付状況等 30年分申告方法		申告書等送付	お知らせはがき お知らせ通知書	メッセージボックス への連絡
e-Tax（本人送信）		×	×	○
税理士による代理送信		×	×	△
協議派遣方式による代理送信		×	○	○
地区相談会場等の代理送信		×	○	○
申告会場の作成 コーナー用パソコン	e-Tax	×	○	○
	書 面	×	○	×
国税庁HP 作成コーナー	e-Tax	×	×	○
	書 面	×	○	×
手書き（書面）		▲	▲	×

※ メッセージボックスへの連絡日は確定次第、支部を通じてお知らせします。

(2) 申告書等の送付時期

	郵便局持ち込み日
確定申告書用紙	令和2年1月17日（金）
確定申告のお知らせハガキ （作成コーナーパソコンの方）	令和2年1月30日（木）
確定申告のお知らせハガキ （作成コーナーパソコン以外の方）	令和2年1月17日（金）
確定申告のお知らせ通知書	令和2年1月23日（木）
納付書のみ （上記「メッセージボックスへの連絡のみ」の方）	令和2年1月23日（木）

※ 「確定申告書用紙」と「お知らせ通知書」には納付書が同封されます。

2 令和元年分確定申告に係る振替納税

(1) 振替日

- 申告所得税及び復興特別所得税 令和2年4月21日（月）
- 消費税及び地方消費税（個人事業者） 令和2年4月23日（木）

(2) 振替納税（期日）のお知らせハガキの送付

- 税理士による代理送信の方、ご自宅等からのe-Tax送信の方には送付されませんが、同様の内容がメッセージボックスに連絡されます。
- 上記以外の方で、①振替納税の新規利用の方、②直前の振替納付日に引き落としができなかった方、③消費税及び地方消費税で振替納税を利用される方に送付されます。

※振替利用者の方につきましては、領収証書の発行はされませんので、ご留意願います。

3 ダイレクト納付利用勧奨

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」のご提出とその利用をお願いいたします。

4 マイナンバー関係書類の添付

平成 29 年 1 月以降、申告書に個人番号の記載が必要となり、個人番号を記載した関与先(納税者)の税務関係書類を提出される場合、①代理権の確認、②代理人の身元確認、③関与先ご本人の個人番号の確認をさせていただいております。

再度、内容につきましてご確認のほど、お願いいたします。

(1) 税理士事務所の場合

確認項目	本人確認書類等	
	書面提出分	e-Tax 代理送信分
代理権の確認	税務代理権限証書の添付（注 1）	①税務代理権限証書データの添付 ②納税者本人の利用者識別番号の入力
代理人の身元確認	税理士証票の提示又は写しの添付（注 2、3）	（税理士の）電子証明書の添付
本人の番号確認	個人番号カード又は通知カードの写しの添付	対応不要

(注) 1 税務代理の委嘱を受けている場合には、申告書等の提出の都度、添付する必要があります。

2 税務署窓口で提出される際にも、混雑緩和等の観点から、1 件別に写しを添付するようにしてください。

3 税理士事務所の事務員の方が税務署の窓口で申告書等を提出する場合、郵送等の取扱いに準じて税理士の「税理士証票」の写しを提出する必要があります。

(2) 税理士法人の場合

確認項目	本人確認書類等	
	書面提出分	e-Tax 代理送信分
代理権の確認	税務代理権限証書の添付（注 1）	①税務代理権限証書データの添付 ②納税者本人の利用者識別番号の入力
代理人の身元確認	社員税理士等の税理士証票の提示又は写しの添付（注 2、3）	税理士法人が代理送信を行う際に利用する代理送信用利用者識別番号を使用して正常送信されたことをもって確認
本人の番号確認	個人番号カード又は通知カードの写しの添付	対応不要

(注) 1 税務代理の委嘱を受けている場合には、申告書等の提出の都度、添付する必要があります。

2 税務署窓口で提出される際にも、混雑緩和等の観点から、1 件別に写しを添付するようにしてください。

3 税理士法人の事務員の方が税務署の窓口で申告書等を提出する場合、郵送等の取扱いに準じて、代理人である税理士法人に所属する社員税理士等の「税理士証票」の写しを提出する必要があります。

期限内の申告書等税務関係書類のご提出にご協力をお願いいたします。

徴収部門

1 阿倍野税務署での納付相談等（別添 3）

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等を担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当しております。

したがって、阿倍野税務署管内の関与先につきましては、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記専用電話に連絡するようにご指導願います。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229
(天王寺税務署 徴収職員が応答します。)

2 期限内納付に向けた納付指導のお願い

適正かつ公正な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先の納税者の皆さんに対する確実な期限内納付指導の実施について、一層のご協力をお願いいたします。

指導の際は、国税庁ホームページに掲載しておりますチラシやチェック表をご活用ください。

【国税庁ホームページ掲載場所】

(国税庁) → (税の情報・手続・用紙) → (税理士に関する情報) →
(税理士関係法令等・Q & A) → (滞納の未然防止関係様式等)

また、期限内納付を確保する有効な手段としまして、予納制度を利用される方が増加しております。納付指導の際は、積極的な利用勧奨をお願いいたします。(別添 4)

個人課税部門

1 令和元年分確定申告期における申告書作成会場（別添 5）

天王寺署の令和元年分の確定申告会場は、昨年の「谷町四丁目合同会場」（大阪合同庁舎第2号館別館）から変わりました。天王寺税務署内に開設することとなりました。

地区相談会場につきましては、天王寺納税協会に開設いたします。

会場が変更となることから、本年は広報を早めに開始しておりますので、ご承知おきください。

2 申告書等の様式改定（別添 6）

改定事項に記載の部分が様式改定となっております。

令和表記や、申告書Bに年末調整の所得控除の合計額を一括記載できるようになったことに伴い合計欄が追加されたことや、決算書等に軽減税率対象金額を記載する欄が追加されたことなどが主な変更点です。

申告書等の様式の抜粋版をつけておりますので、ご確認ください。

3 添付不要となった書類（別添 7）

平成 31 年 4 月から、所得税の確定申告書等を提出する際に、源泉徴収票等の添付又は提示が不要となりました。

源泉徴収票等の内容については、確定申告書第二表等に必ず記載する必要がありますので、ご注意ください。

4 財産債務調書の提出（別添 8）

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

5 国外財産債務調書の提出（別添 9）

居住者（「非永住者」を除く）の方で、その年 12 月 31 日において、その価格の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量、価格その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月 15 日までに提出しなければなりません。

法人課税部門

源泉所得税の期限内納付の指導等

源泉所得税の期限内納付につきましては、平素から関与先にご指導をいただきありがとうございます。

「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限は、1月20日（月）毎月納付の令和元年12月分の納期限は、1月10日（金）ですので、期限内納付のご指導をよろしくお願いします。

なお、年末調整の結果、納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を税務署に提出する必要がありますので、併せてご指導願います。

また、この場合、e-Tax を利用すると、送信していただくだけで手続きが完了し、非常に便利ですので、是非ご利用をお願いします。

○令和元年度 中学生の「税についての作文」(天王寺区内 応募校 9校 ・ 応募総数 1,519編 ・ 内受賞数 18編)

受賞名	学校名	氏名	年組	作品タイトル
国税庁 長官賞	大阪教育大学附属天王寺中学校	中島 里菜	3-B	思いやりの輪
近畿納税貯蓄組合総連合会 会長賞	四天王寺中学校	匿名		
納税貯蓄組合大阪府総連合会 会長賞	明星中学校	柳岡 昇吾	3-F	税が作る第3の居場所
納税貯蓄組合大阪府総連合会 優秀賞	清風中学校	鎌田 響生	3-D	税の大切さについて
天王寺税務署 署長賞	大阪市立夕陽丘中学校	青木 志帆	3-4	未来への投資
天王寺税務署 署長賞	明星中学校	山本 真明	3-F	税という灯りの下で
大阪市なんば市税事務所 所長賞	大阪市立夕陽丘中学校	畝田 勇気	3-1	税に対する思い
天王寺区役所 区長賞	大阪市立天王寺中学校	江口 和真	3-3	子供の生活に関わる税金
天王寺区役所 区長賞	大阪市立高津中学校	加藤 慶悟	3-2	みんなの祖
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	上宮学園中学校	渋谷 達弥	3-1	税金について
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	大阪市立天王寺中学校	中西 武愛	3-1	「税金」について
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	大阪星光学院中学校	葛城 佳吾	3-B	税について知ること
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	清風中学校	山木 美也都	3-C	税金は何の為に存在するのか
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	大阪教育大学附属天王寺中学校	田仲 結子	3-D	第三次世界大戦と税金について考える
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪教育大学附属天王寺中学校	今井 隼斗	3-D	税金は罰金？
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪市立天王寺中学校	井元 優	3-1	百均
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	四天王寺中学校	竹内 愛莉	3-8	「税金って何？」
天王寺納税貯蓄組合連合会 会長賞	大阪星光学院中学校	吉田 舜	3-A	未来への備え

○令和元年度「税に関する高校生の作文」(天王寺区内 応募校 10校 ・ 応募総数 1,086編 ・ 内受賞数 13編)

受賞名	学校名	氏名	年組	作品タイトル
天王寺税務署 署長賞	四天王寺高等学校	小野原 希	1-6	税金の学習を通して
天王寺税務署 署長賞	大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎	畑 風 紗	1-B	今は変われる、変えられる
天王寺税務署 署長賞	四天王寺高等学校	平尾 百花	1-10	正しい税金の使い道
天王寺税務署 署長賞	大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎	廣畑 百合野	1-B	「世界一幸せな国」に近づくために
大阪府なにわ南府税事務所 所長賞	四天王寺高等学校	首藤 小町	1-2	私の提案
天王寺区役所 区長賞	大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校	西山 綾音	3-6	「直接的なリターンを」
天王寺区役所 区長賞	大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎	前花 香穂	1-A	あなたのふるさと納税の使い方あつて？
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎	尾崎 ほの花	1-A	消費税の逆進性は本当にダメなのか
近畿税理士会天王寺支部 支部長賞	四天王寺高等学校	喜多村 薫子	1-5	「当たり前」の日常の大切さ
公益社団法人天王寺納税協会 会長賞	大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎	堀田 実	1-B	長い目で見る納税
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	興國高等学校	太田 準秀	1-14	税の役割
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	上宮高等学校	中村 朱里	1-13	より良い日本のために
天王寺租税教育推進協議会 会長賞	清風高等学校	和田 一護	1-I	国の借金がない安定した生活が必ず実現する

令和元事務年度 租税教室開催希望一覧表

令和元年12月11日現在

学校区分	学 校 名	開催希望時期	担当税理士	対象クラス
小 学 校	大阪市立 五条小学校	R 2.1月8日		6年生 4クラス
	大阪市立 大江小学校	R 2.2月3日		6年生 2クラス
	大阪市立 真田山小学校	R 2.1月23日		6年生 4クラス
	大阪市立 生魂小学校	R 2.2月24日		6年生 2クラス
	大阪市立 聖和小学校	R 元.12月24日	山崎 宏造税理士	6年生 2クラス
	大阪市立 天王寺小学校	R 2.2月4日		6年生 2クラス
	大阪市立 桃陽小学校	R 2.1月28日		6年生 3クラス
	大阪市立 味原小学校	R 2.1月20日		6年生 1クラス
	8校			
中 学 校	大阪教育大学附属天王寺中学校	R 2.1月、2月希望		3年生4クラス合同 コラボ
	大阪市立 高津中学校	(開催予定なし)		
	大阪市立 夕陽丘中学校	R 元.12月11日 13:00~14:40	林 幸税理士	3年生4クラス合同 コラボ
	大阪市立 天王寺中学校	R 元.12月13日 8:50~ 9:40 9:50~10:40 10:50~11:40 11:50~12:40	臼井 有香税理士 西浦 真平税理士 川合 康数税理士 山形 輝雄税理士	3年生 4クラス別々
	四天王寺中学校	R 元.11月25日 11:50~12:30	臼井 有香税理士	3年生8クラス合同
	大阪星光学院中学校	(開催予定なし)		
	明星中学校	(開催予定なし)		
	清風中学校	R 元.8月23日希望	徳 芳郎税理士	1年生 9クラス
	上宮中学校	(開催予定なし)		
	9校			
高 等 学 校	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎	(開催予定なし)		
	大阪府立 高津高等学校	R 元.7.30	池田晃宏税理士(東成)	希望者8名(1年、2年)
	大阪府立 清水谷高等学校	R 元.11月19日 14:15~16:00	林 竜弘税理士	2年生7クラス合同 コラボ
	大阪市立 大阪ビジネスフロンティア高等学校	R 2.1月希望		3年生 2クラス
	大阪府立 夕陽丘高等学校	(開催予定なし)		
	興國高等学校	R 元.11月15日 7:50~8:30	林 竜弘税理士	1年生 1クラス
	四天王寺高等学校	(開催予定なし)		
	上宮高等学校	(開催予定なし)		
	清風高等学校	(開催予定なし)		
	大阪星光学院高等学校	(開催予定なし)		
	大阪夕陽丘学園高等学校	(開催予定なし)		
	明星高等学校	(開催予定なし)		
	12校			

便利な納付方法があります！

国税の納付には、税務署の窓口での納付以外にも、簡単な手続で利用できる便利な納付方法がございます。
ぜひご利用ください！

金融機関での納付

納付書をお持ちであれば、金融機関で、現金に納付書を添えて納付することができます。

- ◎ 納付書は金融機関の窓口にも備え付けておりますが、在庫がない場合もございます。
- ◎ 利用可能金融機関については、日本銀行ホームページの「歳入代理店一覧」をご確認ください。

QRコードを利用したコンビニ納付

パソコンやスマホから納付に必要な情報(氏名や税額など)を「QRコード」(PDFファイル)として作成・出力のうえ、コンビニに持参し、「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニで納付することができます。

- ◎ 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)、ファミリーマート(「Famiポート」端末設置店舗のみ)となります。
- ◎ 利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは特許商標登録商標です。

口座振替による納付

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署及び希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただく必要があります。
- ◎ 領収証書は発行されません。
- ◎ インターネット専用銀行等一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

自宅で
完結！

ダイレクト納付

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座(複数の預貯金口座が利用可能)から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

※ 平成31年1月から、申告書の提出前に、納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応可能になりました！

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1ヶ月程度かかります。
- ◎ 領収証書は発行されません。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、e-Taxホームページをご確認ください。

自宅で
完結！

クレジットカード納付

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払いサイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 領収証書は発行されません。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払いサイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

自宅で
完結！

インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。
- ◎ 領収証書は発行されません。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

各納付方法の詳細は、国税庁
ホームページをご確認ください。
(<http://www.nta.go.jp>)



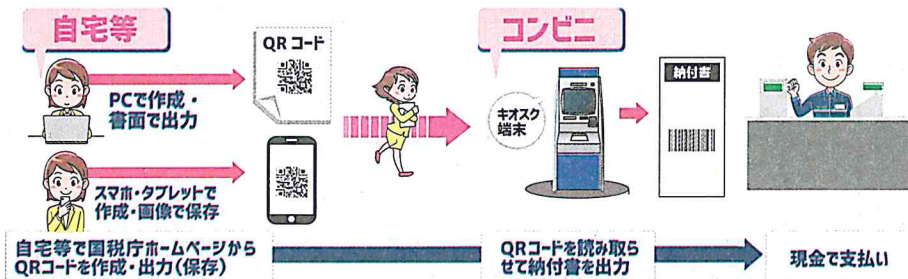
大阪国税局・税務署

QRコード

コンビニ納付に新たな方法が加わります！

を利用したコンビニ納付を開始します

平成31年1月4日から新たに『QRコード』を利用したコンビニ納付が可能となります！
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報（氏名や税額など）を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



QRコードの作成方法については、裏面をご覧ください →



納付書の取得のために税務署の窓口に出向く必要がありません！



利用可能なコンビニエンスストア

●ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）
●ファミリーマート
（「Famiポート」端末設置店舗のみ）



利用可能税目

全ての税目

（ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。）



ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。 ※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証は発行されません（払込金受領証は発行されます。）
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。 ※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



QRコードの作成方法

方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、「住所・氏名等入力」画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。

※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

納付情報の入力

利用書情報 ※は必須入力の項目です。

氏名（名称）漢字* 国税 太郎
氏名（名称）カナ* コクセイ タロウ
郵便番号 1000013 （半角数字）
住所（所在地）* 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話番号* 000 1234 5678 （半角数字）
整理番号 01234567 （半角数字）
納付先税務署* 納付先税務署 近隣の税務署 郵便番号から検索します
納付内容
納付税目* 申告所得税及復興特別所得税
課税期間（自）* 平成 30 年
申告区分* 確定申告
本税額 10000 円（半角数字、「」不要）
加算税額 0 円（半角数字、「」不要）
重加算税額 0 円（半角数字、「」不要）
利息税額 0 円（半角数字、「」不要）
延滞税額 0 円（半角数字、「」不要）
合計額* 10000 円（半角数字、「」不要）
戻る 次へ

納付に必要な情報（住所・氏名・納付税目・納付金額等）を入力することで、QRコードを作成できます。

右のコードからもアクセスできます。 →
(http://www.nta.go.jp/taxes/notice/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm)

1. 「作成開始」をクリック

2. 納付情報の入力

利用者情報の入力

①氏名（名称）漢字、氏名（名称）カナ、郵便番号、住所（所在地）、電話番号、整理番号を入力します。
※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。
※整理番号が不明な場合は空欄のまま構いません。

②納付先税務署を入力します。

「近隣の税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

納付内容の入力

③ 納付税目をプルダウンメニューから選択します。

④申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力（選択）します。

例）平成30年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合
・課税期間（自）：平成30年
・申告区分：確定申告
・本税額：10,000円
・合計額：10,000円

⑤「次へ」ボタンをクリック

3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック

4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック

コンビニ納付用QRコード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ（窓口）にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

Loppi 端末用 QRコード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ

Famiポート 端末用 QRコード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ファミリーマート

コンビニ納付用QRコード印刷

詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、行政用の紙へリサイクルできます

阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません。）。

納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号

☎ 06-6772-1281 代



※ ご不明な点がありましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。

「予納制度」って、ご存じですか??



「予納制度」を利用することで、確定申告等により一時に納税する負担や、修正申告書等により発生する延滞税の負担を軽減できます。

予納制度について（国税通則法第59条）

○ 趣旨

期限内申告に係る国税については、おおむね 12 月以内において、納付すべき税額の確定することが確実であると認められる国税について、あらかじめ申し出るにより、その税額を納付することができる制度です。

○ 手続

税額が確定するまでに、あらかじめ「国税の予納申出書」を税務署へ提出の上、納付してください。

なお、確定申告により納付することが見込まれる税額については、その課税期間中であれば、「国税の予納申出書」を提出することなく「ダイレクト納付を利用した予納」が利用できます。

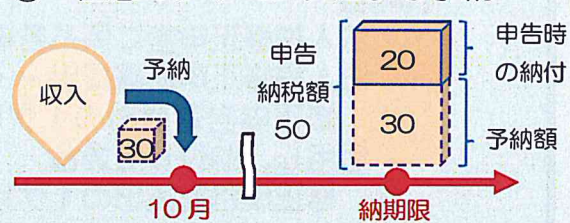
○ 効果

- 1 確定申告等による納税について、①定期的な予納又は②任意のタイミングによる予納をすることで、一時に納付する負担を軽減できます。（おおむね 12 月以内）

① 定期的な予納



② 任意のタイミングによる予納



- 2 修正申告書等の提出前に予納をした場合においては、延滞税の計算期間は、予納をした日までとなります。（おおむね 6 月以内）

(1) 「予納した額 < 確定した税額」の場合

予納した額が修正申告等により確定した税額より少ない場合には、修正申告等により確定した本税に充てられますので、残りの本税、加算税、延滞税等については、別途納付していただくことになります。

(2) 「予納した額 > 確定した税額」の場合

予納した額が修正申告等により確定した税額よりも多い場合には、修正申告等により確定した本税に充てた残額については、順次、他の未納の国税に充てられ、納め過ぎた額については還付されることとなります。

（注） 予納をした場合には、原則その還付を求めることはできません。

○ 予納制度「国税の予納申出書」の記載例

税務署収受印

国 税 の 予 納 申 出 書

平成 30 年 10 月 26 日

● ● 税 務 署 長 殿

納 税 者	住所又は居所 (所在地)	〒111-1111 大阪府大阪市中央区1-1-1
	フリガナ	電話番号 06 (6666) 6666 コクセイショウジ
	氏名又は 法人名及び 代表者氏名	株式会社 国 税 商 事 代表取締役 国 税 太 郎 ①
		※税額番号 00123456

下記のとおり、国税の予納をいたします。

記

税 目	年分(事業年度分) 及び納期区分	納 期 限	税 額	予 納 期 限
法人税	27.4.1~28.3.31 (修正)	28.5.31	10,000,000 円	30.10.26
法人税	28.4.1~29.3.31 (修正)	29.5.31	10,000,000 円	30.10.26
法人税	29.4.1~30.3.31 (修正)	30.5.31	10,000,000 円	30.10.26
			・ ・	
			・ ・	

(平成 年 月 日申告書提出予定)
修正申告書 提出予定

予納する理由

※処理欄

1 税額の 1 部について予納を申し出る場合は、「税額」欄に「総額のうち 円」と記載してください。
2 「※印欄」には記載しないでください。

○「納税者」欄
納税者の住所又は居所（所在地）、氏名（法人名）及び代表者氏名を記載

○「予納する国税」欄
予納する修正申告等見込国税について記載
また、予納期限については、予納申出書を提出する日から概ね 6 月以内の日を記載

○「予納する理由」欄
予納を行う理由について記載

○ 予納制度を利用した場合の延滞税の計算例

【事例】

- 法人税修正申告に係る各事業年度の納付税額・・・ 10,000 千円
- 法人税修正申告書提出・・・・・・・・・・・・・・ 平成 30 年 11 月 26 日
- ① 修正申告書提出の 1 ヶ月前（平成 30 年 10 月 26 日）に予納制度を活用し、納付した場合
- ② 修正申告書提出の 1 ヶ月後（平成 30 年 12 月 26 日）に納付した場合

○ 延滞税額の対比（過少申告加算税対象と重加算税対象）

納付日 事業年度(至)	延滞税額（過少申告加算税対象）			延滞税額（重加算税対象）		
	事例① 平30.10.26	事例② 平30.12.26	差額 (②-①)	事例① 平30.10.26	事例② 平30.12.26	差額 (②-①)
平28.3月期	275,800	297,200	21,400	647,100	690,600	43,500
平29.3月期	265,800	287,200	21,400	371,200	414,700	43,500
平30.3月期	105,400	148,800	43,400	105,400	148,800	43,400
合計	647,000	733,200	86,200	1,123,700	1,254,100	130,400

ご不明な点がある場合には、最寄りの税務署（管理運営部門）にお問い合わせください。

天王寺税務署からの「お知らせ」

令和元年分の

確定申告会場は
「天王寺税務署」で開設します

【開設期間】令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

【相談受付時間】午前9時から午後4時まで

- ※ 相談開始は、午前9時15分となります。
- ※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 土・日・祝日等は相談及び受付は行っておりません。
- ※ 昼休みの時間帯は、少人数の職員で対応していますのでご了承ください。
- ※ 天王寺税務署の駐車場は台数に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

- ☆ 申告会場にお越しの際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。
- ☆ 医療費明細書、決算書又は収支内訳書は、あらかじめ作成した上でお越しください。

谷町四丁目の確定申告合同会場は
開設していません

ご注意願います！



さらに！

税理士による地区相談会場を
「天王寺納税協会」で開設します

【開設期間】令和2年3月2日(月)～3月10日(火) (土・日を除く)

【相談受付時間】午前9時30分から午後4時まで

【会場】天王寺納税協会 3階会議室
(天王寺区堂ヶ芝2-11-11 税務署東隣)

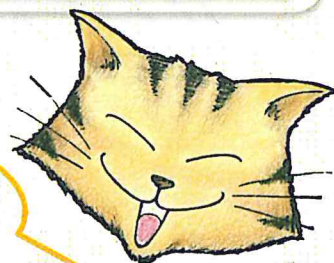
- ※ 混雑状況により、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- ※ 会場にはエレベーターがありませんので、ご了承ください。
- ※ 会場には駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

- ☆ 消費税の確定申告の相談も行っています。
- ☆ 相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っておりません。

確定申告会場は、
大変混雑します！

自宅からパソコンやスマホで
申告することをお勧めします！

詳しくは裏面で・・・



いつでもどこでも スマホで申告!



国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
申告書を作成!



e-Tax または郵送等で
申告書を提出!



☆ マイナンバーカードを使って送信

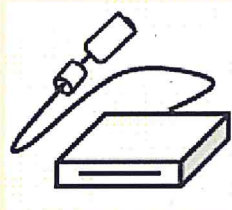
次の2つがあれば、送信可能!

① マイナンバーカード



※ 取得方法は、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。

② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード対応の スマートフォン



又は



一部の端末のみ

対象端末の確認
はこちらから↓



☆ IDとパスワードで送信

IDとパスワードは…

平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。

重要書類				
ID・パスワード方式の届出完了通知				
(見本)				
ID・パスワード方式に対応した				
ID・パスワード↓				
提出年: 〇〇年度				
利用登録番号 (半角数字・16桁)	1111	1111	1111	1111
認証番号 (半角英数小文字)	a12345678			

ID・PW
が目印

- ・発行を希望される方は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・昨年、確定申告会場で申告された方は、既に発行済みの場合がありますので、申告書の控えをご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。お早めに取得をお願いします。

☆ 印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。

申告書様式の改訂について

改 訂 事 項	対象となる申告書
○ 年末調整を受けた給与を有する方が、年末調整から控除の金額に異動がない場合には控除の内訳等の記載を省略できるとされたことに伴い、年末調整の対象となる所得控除の合計欄を追加するとともに、所得控除の順番を変更	申告書B第一表・第二表 申告書第五表
○ 令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附については特例控除の対象とならないこととされたことに伴い、「住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」の欄を変更	申告書A第二表 申告書B第二表 申告書第五表
○ 「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」に「特別控除額の合計額」欄を追加 ○ 「上場株式等の譲渡所得等に関する事項」を新設し、「上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額」欄を追加 (特定口座(源泉徴収選択口座)に係るものなど、申告する上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税額がある場合に当該欄に記載する。)	申告書第三表
○ 一部の項目名の簡素化 (源泉徴収税額、申告納税額等の欄について「所得税及び復興特別所得税の」を削除)	申告書A第一表・第二表 申告書B第一表・第二表 申告書第五表
○ 月別売上(収入)金額及び仕入金額の欄、売上(収入)金額の明細、仕入金額の明細の欄の下部に、それぞれの金額のうち軽減税率対象の金額を記載する欄を追加(記載は任意)	青色申告決算書(一般用) 収支内訳書(一般用)
○ 改元対応等 - 表題の元号を令和に改訂 - 提出用の右端の使用対象年分を「令和元年分以降用」に改訂	申告書A第一表・第二表 申告書B第一表・第二表 申告書第三表 申告書第四表 申告書第五表 青色申告決算書(一般用、農業所得用、不動産所得用、現金主義用) 収支内訳書(一般用、農業所得用、不動産所得用)

税務署長
令和 年 月 日

令和 0 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 A

F A 0 1 1 4

住 所 (又は居所)	個人番号													
	フリガナ													
	氏 名													
令和 年 1 月 1 日 の 住 所	性 別	世帯主の氏名										世帯主との続柄		
	男 女													
	生年 月 日							電 話 番 号	自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯					

(単位は円)

収入金額等	給 与	⑦												
	雑 公的年金等	⑧												
	そ の 他	⑨												
	配 当	⑩												
	一 時	⑪												
所得金額	給 与	①												
	雑	②												
	配 当	③												
	一 時	④												
	合 計	⑤												
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥												
	小規模企業共済等掛金控除	⑦												
	生命保険料控除	⑧												
	地震保険料控除	⑨												
	寡婦、寡夫控除	⑩	0000											
	勤労学生、障害者控除	⑪	0000											
	配偶者(特別)控除	⑫	0000											
	扶 養 控 除	⑬	0000											
	基 礎 控 除	⑭	0000											
	⑥から⑭までの計	⑮												
	雑 損 控 除	⑯												
	医療費控除	⑰												
	寄 附 金 控 除	⑱												
	合 計	⑲												

税 金 の 計 算	課税される所得金額	①	000											
	上の①に対する税額	②												
	配 当 控 除	③												
	(特定増改築等) 区分	④	00											
	住宅借入金等特別控除	⑤												
	政党等寄附金等特別控除	⑥												
	住宅耐震改修特別控除 区分	⑦												
	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	⑧												
	差 引 所 得 税 額	⑨												
	災 害 減 免 額	⑩												
そ の 他	再 差 引 所 得 税 額	⑪												
	(基準所得税額)	⑫												
	復興特別所得税額	⑬												
	所得税及び復興特別所得税の額	⑭												
	外国税額控除 区分	⑮												
	源泉徴収税額	⑯												
	申告納税額	⑰	00											
	還付される税金	⑱	△											
	配偶者の合計所得金額	⑲												
	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	⑳												
延納の届出	未納付の源泉徴収税額	㉑												
	申告期限までに納付する金額	㉒	00											
	延 納 届 出 額	㉓	000											

還受 付 取 得 金 の 所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所											
	郵便局 名 等	預 金 種 類	普通	当座	納税準備	貯蓄							
	口座番号 記号番号												

整 理 欄	区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
	異動	年 月 日											
	管理	通 信 日 付 印											
	補完 納管	事 績	住 民	検 算	一連 番号								

(税 理 士 印 署 名 押 印 電 話 番 号)

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

第一表 (令和元年分以降用) 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

令和 〇 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 A

整理番号

F A 0 0 6 8

第二表 (令和元年分以降用)

○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

住所
フリガナ氏名

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
		③⑧源泉徴収税額の合計額	円

○ 雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円

○ 住民税に関する事項

同配 一生 計者	氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
	個人番号			
	個人番号			
	個人番号			
16 歳未 満の 扶養 親族	氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
	個人番号			
	個人番号			
	個人番号			
給与・公的年金等に係る所得以外 (令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の所得に係る住民税の徴収方法の選択				
				給与から差引き 自分で納付
配当に関する住民税の特例				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	条 例 指 定 分	都道府県 市区町村	
別居の控除対象配偶者・控除対象 扶養親族の氏名・住所				

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会 保険 料 控 除	社会保険の種類	支払保険料 円	⑦ 小規模 企業 共済 等 掛 金 控 除	掛金の種類	支払掛金 円
	合 計			合 計	

⑧ 新 生 命 保 険 料 の 計	円	旧 生 命 保 険 料 の 計	円
新 個 人 年 金 保 険 料 の 計		旧 個 人 年 金 保 険 料 の 計	
介 護 医 療 保 険 料 の 計			
⑨ 地 震 保 険 料 の 計	円	旧 長 期 損 害 保 険 料 の 計	円

⑩ 寡 婦 (寡 夫) 控 除 (☐ 死 別 ☐ 生 死 不 明 ☐ 離 婚 ☐ 未 帰 還)	☐ 勤 労 学 生 控 除 学校名
--	---

氏 名

⑪ 配 偶 者 の 氏 名	生 年 月 日	☐ 配 偶 者 控 除 ☐ 配 偶 者 特 別 控 除
明・大 昭・平		
個人番号		国外居住

⑫ 控 除 対 象 扶 養 親 族 の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	控 除 額 万円
明・大 昭・平			
個人番号			国外居住
明・大 昭・平			万円
個人番号			国外居住
明・大 昭・平			万円
個人番号			国外居住

⑬ 扶養控除額の合計 万円

⑭ 損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損 害 を 受 け た 資 産 の 種 類 な ど
⑮ 雑 損 害 金 額	損 害 金 額	差 引 損 失 額 の う ち 災 害 関 連 支 出 の 金 額
	円	円
⑯ 支 払 医 療 費 等	保 険 金 な ど で 補 填 さ れ る 金 額	円
⑰ 寄 附 先 の 所 在 地 ・ 名 称	寄 附 金	円

○ 特例適用条文等

一連
番号

住所 (又は 事業所 事務所 等)	個人番号	フリガナ	氏名	性別 男 女	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
令和 年 月 日	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯					

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	計算	その他	延届納の出	還付される税金の所	整理欄
事業等 業 不動産 利子 配当 給与 公的年金等 その他 短期 長期 一時	事業等 業 不動産 利子 配当 給与 雑 総合譲渡・一時 合計	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦・寡夫控除 勤労学生・障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除 基礎控除 ⑩から⑳までの計 雑損控除 医療費控除 寄附金控除 合計	課税される所得金額 (⑨-⑳)又は第三表 上の㉔に対する税額 又は第三表の㉔ 配当控除 区分 (特定増改築等)区分 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除 差引所得税額 (㉔-㉔-㉔-㉔-㉔) 災害減免額 再差引所得税額 (基準所得税額) (㉔-㉔) 復興特別所得税額 (㉔×2.1%) 所得税及び復興特別所得税の額 (㉔+㉔) 外国税額控除 源泉徴収税額 申告納税額 (㉔-㉔-㉔) 予定納税額 (第1期分・第2期分) 第3期分 納める税金 の税額 (㉔-㉔) 還付される税金	源泉徴収税額 申告納税額 (㉔-㉔-㉔) 予定納税額 (第1期分・第2期分) 第3期分 納める税金 の税額 (㉔-㉔) 還付される税金	配偶者の合計所得金額 専従者給与(控除)額の合計額 青色申告特別控除額 雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額 未納付の源泉徴収税額 本年分で差し引く繰越損失額 平均課税対象金額 変動・臨時所得金額 申告期限までに納付する金額 延納届出額	延届納の出 申告期限までに納付する金額 延納届出額	還付される税金の所 銀行・金庫・組合 農協・漁協 郵便局 名等 口座番号 記号番号	整理欄 区分 異動 管理 補完

第一表 (令和元年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

納管
事業
住民
資産
総合
分離
検算
過信付印
年月日
一審号

令和 〇〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

F A 0 0 7 9

住所
フリガナ氏名

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
④④ 源泉徴収税額の合計額			円

○ 雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与（控除）額 円
⑤⑤ 専従者給与（控除）額の合計額					円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税
氏名 個人番号 続柄 生年月日 別居の場合の住所

事業税
非課税所得など 番号 所得金額 損益通算の特例適用前の不動産所得 前年中の開業（廃業）開始・廃止月日
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 事業用資産の譲渡損失など 他都道府県の事務所等

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所 氏名 住所 所得税で控除対象配偶者などとした専従者 氏名 給与 一連番号

第二表（令和元年分以降用）○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書を添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 社会保険料の種類 支払保険料 ⑪ 掛金の種類 支払掛金
社会保険料控除 小等規模企業共済等掛金控除 合計

⑫ 新生命保険料の計 旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計

⑬ 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計

⑭ 寡婦（寡夫）控除 ⑮ 勤労学生控除
（死別 生死不明 離婚 未婚 未帰還）（学校名）

⑯ 氏名 配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除 配偶者特別控除
明・大 昭・平

⑰ 扶養控除 控除対象扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額
明・大 昭・平

⑱ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

⑲ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

⑳ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉑ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉒ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉓ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉔ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉕ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉖ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉗ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉘ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉙ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉚ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉛ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉜ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉝ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉞ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㉟ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊱ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊲ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊳ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊴ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊵ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊶ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊷ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊸ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊹ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊺ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊻ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊼ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊽ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊾ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

㊿ 扶養控除 個人番号 国外居住 万円

令和 00 年分の 所得税 及び
復興特別所得税 の

申告書 (分離課税用)

F A 0 0 3 7

住所	氏名	
フリガナ	フリガナ	

整理番号		一連番号	
------	--	------	--

特 例 適 用 条 文									
法			条			項		号	
所法	措法	課法				条の		の	項
所法	措法	課法				条の		の	項
所法	措法	課法				条の		の	項

第三表 (令和元年分以降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡 一般分	⑤						
		短期譲渡 軽減分	⑥						
		長期譲渡 一般分	⑦						
		長期譲渡 特定分	⑧						
		長期譲渡 軽減分	⑨						
		一般株式等の譲渡	⑩						
		上場株式等の譲渡	⑪						
		上場株式等の配当等	⑫						
		先物取引	⑬						
		山林	⑭						
退職	⑮								
所得金額	分離課税	短期譲渡 一般分	⑯						
		短期譲渡 軽減分	⑰						
		長期譲渡 一般分	⑱						
		長期譲渡 特定分	⑲						
		長期譲渡 軽減分	⑳						
		一般株式等の譲渡	㉑						
		上場株式等の譲渡	㉒						
		上場株式等の配当等	㉓						
		先物取引	㉔						
		山林	㉕						
退職	㉖								
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書B第一表の㉗)	㉗						
		所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の㉘)	㉘						
		① 対応分	㉙						000
		㉚㉛ 対応分	㉚						000
		㉜㉝㉞ 対応分	㉜						000
		㉟㊱ 対応分	㉟						000
		㊲ 対応分	㊲						000
		㊳ 対応分	㊳						000
		㊴ 対応分	㊴						000
		㊵ 対応分	㊵						000

税金の計算	税額	㉖ 対応分	㉖						
		㉗ 対応分	㉗						
		㉘ 対応分	㉘						
		㉙ 対応分	㉙						
		㉚ 対応分	㉚						
		㉛ 対応分	㉛						
		㉜ 対応分	㉜						
		㉝ 対応分	㉝						
		㉞ 対応分	㉞						
		㉟から㊱までの合計 (申告書B第一表の㊱に転記)	㉟						
その他	株式等配当先物取引	本年分の㉟、㊱から差し引く繰越損失額	㊱						
		翌年以後に繰り越される損失の金額	㊱						
		本年分の㊱から差し引く繰越損失額	㊱						
		本年分の㊱から差し引く繰越損失額	㊱						
		翌年以後に繰り越される損失の金額	㊱						

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額			㉑	
特別控除額の合計額			㉒	

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	㉓						
------------------------	---	--	--	--	--	--	--

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日					
	D	E	F	通算					
	取得期間				特例期間				
	資産				入力				

住 所 (又 は 事 務 所 等 な ど)	フリガナ 氏 名
---	-------------

整 理 番 号	一 連 番 号
------------	------------

1 損失額又は所得金額

A	経 常 所 得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)					⑤9	円	
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④ 収 入 金 額	⑤ 必 要 経 費 等	⑥ 差 引 金 額 (④ - ⑤)	⑦ 特 別 控 除 額	⑧ 損 失 額 又 は 所 得 金 額
B	譲 渡 期	短期	分離譲渡	円	円	②	円	⑥0
		長期	総合譲渡			②	円	⑥1
		短期	分離譲渡	円	円	④		⑥2
		長期	総合譲渡			④	円	⑥3
	一時							⑥4
C	山 林			円			⑥5	
D	退 職				円	円	⑥6	
E	一般株式等 の 譲 渡	上場株式等 の 譲 渡					⑥7	
		上場株式等 の 譲 渡					⑥8	
		上場株式等 の 配 当 等			円	円	⑥9	
F	先物取引						⑦0	
特例適用条文								

2 損益の通算

所得の種類		① 通 算 前	② 第 1 次 通 算 後	③ 第 2 次 通 算 後	④ 第 3 次 通 算 後	⑤ 損 失 額 又 は 所 得 金 額	
A	経 常 所 得	⑤9 円	第 1 次 通 算 後	第 2 次 通 算 後	第 3 次 通 算 後	円	
B	譲 渡 期	短期	総合譲渡	⑥1	1 次 通 算	2 次 通 算	3 次 通 算
		長期	分離譲渡 (特定損失額)	⑥2 △			
		総合譲渡	⑥3				
	一時		⑥4				
C	山 林	⑥5				②	
D	退 職	⑥6					
損失額又は所得金額の合計額						⑦1	

資産	整理欄
----	-----

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理番号 一連番号

青色申告者の損失の金額						⑦2	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						⑦3	
変動所得の損失額						⑦4	
被災資産の損失額 事業用額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損害金額	② 保険金などで補填される金額	③ 差引損失額 (①-②)
	山林以外	営業等・農業		..	円	円	⑦5 円
	不 動 産			..			⑦6
	山 林			..			⑦7
山林所得に係る被災事業用資産の損失額						⑦8	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額						⑦9	

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損 失 の 種 類			㊤前年分までに引ききれなかった損失額	㊥本年分で差し引く損失額	㊦翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(㊤-㊥)
A ____年 (3年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円	
			山 林 所 得 の 損 失			
	____年が白色の場合	変 動 所 得 の 損 失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
		山 林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑 損 失					
B ____年 (2年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円	
			山 林 所 得 の 損 失			
	____年が白色の場合	変 動 所 得 の 損 失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
		山 林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑 損 失					
C ____年 (前年)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
			山 林 所 得 の 損 失			
	____年が白色の場合	変 動 所 得 の 損 失				
		被災事業用資産の損失	山林以外			
		山 林				
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑 損 失					
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				㊨	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額				㊩	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				㊪	円	

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	⑧3	円
-----------------------------------	----	---

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

⑧4 円

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

⑧5 円

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

⑧6 円

第四表(二) (令和元年分以降用)

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

資産 整理欄

令和 〇〇 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の修正申告書 (別表)

FA0049

住所 (又事業所等) 〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	フリガナ 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇
------------------------------------	----------------------

○ 修正前の課税額 (単位は円)

総合課税の所得金額	事業等①	
	業農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与区分⑥	
	雑⑦	
	総合譲渡・一時⑧	
	合計⑨(①から⑧までの合計)	
	※	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除⑫	
	小規模企業共済等掛金控除⑬	
	生命保険料控除⑭	
	地震保険料控除⑮	
	寡婦・寡夫控除⑯	〇〇〇〇
	勤労学生・障害者控除⑰～⑱	〇〇〇〇
	配偶者(特別)控除区分⑲～⑳	〇〇〇〇
	扶養控除㉑	〇〇〇〇
	基礎控除㉒	〇〇〇〇
	⑫から㉒までの計㉓	
税金の計算	雑損控除㉔	
	医療費控除区分㉕	
	寄附金控除㉖	
	合計㉗(㉓+㉔+㉕+㉖)	
	課税される所得金額	
	⑨ 対応分㉘	〇〇〇
	⑩ 対応分㉙	〇〇〇
	⑪ 対応分㉚	〇〇〇
	⑫ 対応分㉛	
	⑬ 対応分㉜	
計(⑩+⑪+⑫)㉝		
税金の計算	配当控除㉞	
	区分㉟	
	(特定増改築等)区分㊱	
	住宅購入金等特別控除㊲	〇〇
	政党等寄附金等特別控除㊳～㊵	
	住宅取得等特別控除㊶～㊸	
	住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除㊹～㊻	
	差引所得税額㉜(⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)	
	災害減免額㉞	
	再差引所得税額(基準所得税額)㉟(㉜-㉞)	

整理番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	一連番号	〇〇
復興特別所得税額(㉜×2.1%)	㉟		
所得税及び復興特別所得税の額(㉜+㉟)	㊱		
外国税額控除区分	㊲		
源泉徴収税額	㊳		
申告納税額(㊱-㊳-㊴)	㊵		
予定納税額(第1期分・第2期分)	㊶		
第3期分の税額	㊷		
納める税金	㊸		〇〇
還付される税金	㊹		〇〇

○ 修正申告により増加する税額等

申告納税額の増加額	㊺	
第3期分の税額の増加額	㊻	〇〇

○ 修正申告によって異動した事項

○ 所得金額に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円
異動の理由			

○ 事業専従者に関する事項

氏名	氏名
異動前	異動前
異動後	異動後

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類	所得控除額	異動の理由
	円	

○ 税金の計算に関する事項

税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由
	円	

○ 住民税・事業税に関する事項

配当に関する住民税の特例	円
住民非居住者の特例	
配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	
寄附金控除(都道府県、市区町村)	円
税額控除(都道府県、市区町村)	円
非課税所得など	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	
事業用資産の譲渡損失など	
異動の理由	

申告区分	申告年	申告月	申告日	所得種類
特例適用文	法	条	項	号
申告期限	年	月	日	

第五表

(令和元年分以降用)

○ 第五表は、申告書Bの第一表と一緒に提出してください。

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

住 所	フリガナ氏 名		事務所所在地
事業所所在地	電 番	話 号	氏 名 (名称)
業 種 名	団 体 名	入 名	電 番
	屋 号		依 頼 額
			税 理 士 等
			(印)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

令和 年 月 日

損益計算書 (自 年 月 日至 年 月 日)

[illegible]

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を蔵んでください。

●下の欄には、書かないでください。

[illegible]

令和 0 年分

フリガナ
氏名

FA0208

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額	円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
家事 消費等			
雑収入			
計			
うち軽減 税率対象			
うち	円	うち	円

提出用

(令和元年分以降用)

○給料賃金の内訳

氏名	年齢 歳	従事 月数	支給料賃金 円	給与 円	合計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
その他(人分)						
計						

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳	従事 月数	支給料賃金 円	給与 円	合計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
計							

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥	金額
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの損益計算書の金額を記入してください。)	⑦	
65万円の青色申告特別控除を受ける場合	⑧	
65万円の青色申告特別控除(不動産所得から差し引かれる)	⑨	
上記以外	⑩	
10万円と⑩のいずれか少ない方の金額(青色申告特別控除額です。)	⑪	
の場 合	⑫	

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

個別評価による本年分繰入額	①	金額
一括評価による本年分繰入額	②	
本年分繰入限度額	③	
本年分繰入額	④	
本年分の貸倒引当金繰入額	⑤	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの増損(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定率	④ 本年分の 償却期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑥)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年分の 償却合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑤×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	要 摘
		年・月	()	円		年		12	円	円	円	％	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()												

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑮欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末親社の借入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうちの必要 経費算入額
	円	円	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の 報酬等の金額	左のうちの必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額
	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
		円	円
		権 賃 賃	
		権 更 賃	

○本年中における特殊事情

製造原価の計算

(令和) 年 月 日現在)

● 85万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。
(令和元年分以降用)

(注)「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) ⑥欄の金額は、1 ページの「損益計算書」の③欄に移記してください。

令和 0 年分収支内訳書（一般用）

あなたの本年分の事業所得の金額の計
算内容をこの表に記載して確定申告書
に添付してください。

提出用

この収支内訳書は機械で読み取
りますので、黒のボールペンで
書いてください。

住所	フリガナ氏名	事業所 所在地	事務所 所在地
業種名	電話番号 (自宅) (事業所)	依頼 税理士 等	氏名 (名称) 番号
屋号	加入 団体名		電話 番号

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
(歳)					
(歳)					
(歳)					
その他 (人分)					
計	延べ 従事 月数				

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等

氏名	年齢	続柄	従事月数
(歳)			
(歳)			
(歳)			
延べ従事月数			

【税務署整理欄】

91	
92	
93	
94	
95	
99	

科目	金額	科目	金額
① 売上(収入)金額		㉑ 経費	
② 家事消費費		㉒ 専従者控除	
③ その他の収入		㉓ 所得金額	
④ 計 (①+②+③)		㉔ (⑩-②)	
⑤ 期首商品(製品)棚卸高			
⑥ 仕入金額(製品)棚卸高			
⑦ 小計 (⑤+⑥)			
⑧ 期末商品(製品)棚卸高			
⑨ 差引原価 (⑦-⑧)			
⑩ 差引金額 (④-⑨)			
⑪ 給料賃金			
⑫ 外注工賃			
⑬ 減価償却費			
⑭ 貸倒金			
⑮ 地代家賃			
⑯ 利子割引料			
⑰ 租税公課			
⑱ その他の経費			

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所	在	地	売上(収入)金額
				円
上記以外先の売上計				
右記①のうち				円
軽減税率対象				① 計

○仕入金額の明細

仕入先名	所	在	地	仕入金額
				円
上記以外先の仕入計				
右記⑥のうち				円
軽減税率対象				⑥ 計

○減価償却費の計算

減価償却資産の 名称等 (繰延資産を含む)	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 となる金額	③ 耐用 年数	④ 償却率 又は 改定率	⑤ 本年 普通償却 (③×④×⑥)	⑦ 本年分の 特別 償却 費	⑧ 本年分の 必要 経費 算入額 (⑦×⑨)	⑩ 事業 用割合	⑪ 本年分の 必要 経費 算入額 (⑧+⑩)	⑫ 未償却 残高 (期末残高)	要 摘
	年 月	円	円	年		円	円	円	%	円	円	
	・	()				12						
	・	()				12						
	・	()				12						
	・	()				12						
	・	()				12						
	・	()				12						
計						12				⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		円	円

○本年中における特殊事情

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在借入金等の金額	本年中の借入金利引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

(令和元年分以降用)

平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、
源泉徴収票等の添付が不要となりました

【添付が不要となる主な書類】

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の
源泉徴収票
- オープン型証券投資信託の収益の分配
の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

ご注意ください！！

- 確定申告書には、
源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、
確定申告書第二表等に必ず記載してください。
- 税務署等で確定申告書を作成する場合には、
源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

～税務署からのお知らせ～

「財産債務調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が平成 28 年 1 月から施行されています。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注 1）が 2,000 万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（注 2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注 1） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注 2） 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注） 「時価」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注 1） 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

（注 2） マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉』（www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm）をご覧ください。

◎ 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（注） その年の翌年 3 月 15 日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日まで提出しなければなりません。

ご存じですか？ 「国外財産調書」

居住者（非永住者の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※ その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。



- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
- ③ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています（※）。

※ 平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。



国外財産調書は、e-Taxでも提出することができます。

詳しくは国税庁HPをご覧ください
www.nta.go.jp

国税庁 国外財産

検索

クリック！

「国外財産調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成 24 年度税制改正において、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する方からその保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度として、「国外財産調書制度」が創設され、平成 26 年 1 月から施行されています。

制度の概要等

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」（注1）の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書（注2）を、その年の翌年の 3 月 15 日までに提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注1）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である方をいいます。

（注2）「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とこととされています。ここでいう「国外にある」とかどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

- （例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在
- ・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
- ・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注） 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等や FAQ でご確認ください。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注1）「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することを行い、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することを行います。

（注2） マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉』（www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm）をご覧ください。

◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。